証券コード　3997
2020年３月９日

株　主　各　位

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
株式会社トレードワークス
代表取締役社長　浅　見　勝　弘

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年３月26日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年３月27日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都新宿区市谷八幡町８番地ＴＫＰ市ヶ谷ビル
ＴＫＰ市ヶ谷カンファレンスセンター　９階　「バンケットホール９Ａ」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項　第22期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役２名選任の件
第3号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.tworks.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の減速や自然災害などの影響から輸出・生産や企業マインド面に弱めの動きがみられるものの、基調としては緩やかに拡大傾向にあります。また、企業収益が総じて高水準を維持するなか、設備投資は増加傾向を維持し、個人消費は、消費税率引き上げなどの影響はあるものの、雇用・所得環境の着実な改善を背景に緩やかに増加しております。一方で中国を始めとする新興国・資源国経済の動向、グローバルなＩＴ関連財需要の動向、英国のＥＵ離脱問題やその影響等、海外経済を巡るリスクによるわが国経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の属する情報サービス業界におきましては、ビジネスにおける優位性や競争力確保に必要なＩＴ投資に加え、働き方改革の取り組みや人手不足に対応した省力化投資、成長分野への研究開発投資などを中心にＩＴ投資需要が増加するなど、事業環境は全体的に堅調に推移しました。

このような状況の下、当社は引き続き、培ってきた技術力をベースとしたコアビジネスに加え、クラウドサービスを主としたインフラ構築ビジネス、またお客様の幅広いソリューションやサービスの提案・提供、既存ソリューションの成長に加え新規のソリューションやサービスの開発、新技術の取得によるソリューションの強化や新規事業の発掘などに取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,989,161千円（前事業年度比1.1％減）、営業利益は124,523千円（同75.6％減）、経常利益は125,882千円（同75.3％減）、当期純利益は89,387千円（同75.4％減）となりました。

なお、当社は証券システム開発事業及びこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、各事業区分別の状況は以下のとおりであります。

（金融ソリューション事業）

金融ソリューション事業におきましては、ストック収入（月額使用料・保守及びクラウドサービス）は予定どおり進捗しましたが、フロー収入については第４四半期に集中したことにより、一部の案件において翌期に変更となり減収となりました。

損益面につきましては、内製に携わる自社エンジニアの不足により当期首より一部案件においては派遣エンジニアを含めての対応となり、また、クラウドサービスにおいては、ネットワーク設備の増強や運用・保守の効率化のための追加費用及び減収により利益率が低下いたしました。以上の結果、売上高は1,805,637千円（前事業年度比1.8％減）となりました。

（FXシステム事業）

FXシステム事業におきましては、当事業の主力商品であります「TRAdING STUDIO/高機能チャート及び取引注文機能付きフロントシステム」のサービス提供により、売上高は160,100千円（前事業年度比10.3％増）となりました。

（セキュリティ診断事業）

セキュリティ診断事業におきましては、当事業の主力製品であります「SecuAlive」のリニューアルの遅れの影響により減収となり、また損益面につきましても減収の影響により減益となりました。以上の結果、売上高は23,424千円（前事業年度比13.1％減）となりました。

事業区分別売上高

事業区分	第21期（2018年12月期）（前事業年度）		第22期（2019年12月期）（当事業年度）		前事業年度比増減	
	金額（千円）	構成比（％）	金額（千円）	構成比（％）	金額（千円）	増減率（％）
金融ソリューション事業	1,839,567	91.5	1,805,637	90.8	△33,929	△1.8
FXシステム事業	145,200	7.2	160,100	8.0	14,900	10.3
セキュリティ診断事業	26,968	1.3	23,424	1.2	△3,544	△13.1
合計	2,011,735	100.0	1,989,161	100.0	△22,573	△1.1

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は402,353千円で、その主なものは、本社移転に伴う設備等107,459千円及びソフトウェア開発257,858千円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 19 期 (2016年12月期)	第 20 期 (2017年12月期)	第 21 期 (2018年12月期)	第 22 期 (当事業年度) (2019年12月期)
売　上　高(千円)	1,143,263	1,385,830	2,011,735	1,989,161
経　常　利　益(千円)	153,207	196,420	509,695	125,882
当　期　純　利　益(千円)	102,774	132,351	362,693	89,387
１株当たり当期純利益　(円)	46.93	53.40	114.98	27.38
総　資　産(千円)	689,667	1,365,249	1,723,932	1,748,338
純　資　産(千円)	375,611	1,011,019	1,373,388	1,466,073
１株当たり純資産　(円)	171.51	320.50	435.39	443.60

(注) １．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．2016年10月13日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を、2017年８月３日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を、2018年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。第19期(2016年12月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

国内のＩＴサービス市場は緩やかな成長が継続すると想定される一方、企業のＩＴ活用ニーズの多様化、システムの「所有」から「利用」へのパラダイムチェンジ、慢性的な技術者不足等の市場の状況に対応すべく、ＩＴサービス企業の構造変化が求められております。

当社ではこうした市場の変化を積極的な成長機会と捉え、以下の課題に取り組んでまいります。

① コアビジネス拡大への取り組み

当社は既存ビジネスで培ってきた「強み」を活用した事業領域の拡大に努めるとともに、積極的な技術投資を実行し、新たなシステム・ソリューションサービスを提供することで、受注拡大を図ってまいります。また、当社の技術と業務での強みを生かした提案活動を実施していくことで、新たな案件の獲得、新規顧客の開拓を進め、取引の拡大に注力してまいります。

② データセンタービジネスの拡大強化と収益力の向上

受託開発に代表される労働集約的な従来型のビジネスモデルから、技術者の供給力に依存しない、サービス提供型ビジネスへのシフトを推進しております。これにより国内技術者不足に対応し、顧客の多様なＩＴニーズに応えるとともに、会社の成長余力の確保に努めております。また、運用サービスについては共通基盤を構築することにより、データセンタービジネスの収益力の一層の向上に努めてまいります。

③ セキュリティ対応

個人情報保護を含めたセキュリティ対策については、経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、常時万全の態勢を維持、強化に努めてまいります。

④ 人材の確保・育成

事業の拡大をスピードアップしていくために、優秀な人材を確保するとともに、社員に対する教育や研修などによる効果的な育成を推進してまいります。

以上のような施策の実施とともに、コーポレートガバナンスの強化に努め、企業経営の健全性と透明性を図り、株主重視の経営をこれまで以上に推進してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2019年12月31日現在）

事業区分	事業内容
金融ソリューション事業	証券会社や金融情報システムサービス会社向けのシステムの開発・保守・運用を行っております。
FXシステム事業	主にFX会社向けのシステムの開発・保守・運用を行っております。
セキュリティ診断事業	ソフトウエアやネットワークの脆弱性による個人情報等の重要情報の漏洩や第三者からのシステムへの不正侵入・不正操作の危険性を診断するサービスを提供しております。

⑹ **主要な事業所**（2019年12月31日現在）

本社	東京都千代田区神田神保町
神保町オフィス	東京都千代田区神田神保町

（注）本社は、2019年４月22日付で上記住所へ移転いたしました。

⑺ **使用人の状況**（2019年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
84名（2名）	5名増（2名減）	39.1歳	6.2年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2019年12月31日現在）

該当事項はありません。

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（2019年12月31日現在）

⑴　発行可能株式総数　　9,840,000株

⑵　発行済株式の総数　　3,305,100株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は150,600株増加しております。

⑶　株主数　　1,601名

⑷　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
浅見勝弘	1,075,000株	32.53%
auカブコム証券株式会社	303,900	9.20
市川俊雄	180,000	5.45
大野寿美	168,000	5.08
スペース・ソルバ株式会社	165,000	4.99
三木証券株式会社	150,000	4.54
日産証券株式会社	90,000	2.72
堀江豊	55,000	1.66
関矢智彦	43,500	1.32
安藤千年	24,300	0.74

（注）1．持株比率は自己株式（160株）を控除して計算しております。

2．auカブコム証券株式会社は、2019年12月１日付でカブドットコム証券株式会社から商号変更しております。

3．新株予約権等の状況

⑴　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第　1　回　新　株　予　約　権
発行決議日		2016年12月15日
新株予約権の数		477個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　143,100株 （新株予約権１個につき300株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　38,100円 （１株当たり　127円）
権利行使期間		2018年12月28日から 2025年12月27日まで
行使の条件		（注）３
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　320個 目的となる株式数　96,000株 保有者数　3名

（注）１．社外取締役及び監査役には、新株予約権を付与しておりません。

２．2017年８月３日付で普通株式１株につき100株の割合で、2018年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

３．行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権は、発行時に割り当てを受けた新株予約権者において、これを行使することができる。

②新株予約権発行時において当社の取締役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。

④当社普通株式が国内の金融商品取引所に上場するまでは行使できない。

⑤その他の権利行使条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

⑵　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴　取締役及び監査役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	浅見勝弘	
取締役	徳島直哉	金融ソリューション事業部長
取締役	安藤千年	管理本部長
取締役	吉﨑力	金融ソリューション事業副部長
取締役	梅原久和	梅原久和税理士事務所代表
常勤監査役	森山武彦	
監査役	中川秀夫	中川会計事務所代表
監査役	高橋雅之	高橋雅之税理士事務所代表

（注）１．取締役の梅原久和氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役の森山武彦氏、監査役の中川秀夫氏及び高橋雅之氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役の森山武彦氏、監査役の中川秀夫氏及び高橋雅之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役の森山武彦氏は、長年にわたり金融機関及び事業会社に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
・監査役の中川秀夫氏及び高橋雅之氏は、税理士の資格を有しております。
４．当社は、社外取締役の梅原久和氏、社外監査役の森山武彦氏、中川秀夫氏及び高橋雅之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (1)	70,335千円 (1,995)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	10,365 (10,365)
合計 （うち社外役員）	8 (4)	80,700 (12,360)

（注）1．使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

2．取締役の報酬限度額は、2007年３月23日開催の第９期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。

3．監査役の報酬限度額は、2017年３月28日開催の第19期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

② 社外役員が親会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役梅原久和氏は、梅原久和税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役中川秀夫氏は、中川会計事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役高橋雅之氏は、高橋雅之税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 梅原久和	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 森山武彦	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関及び事業会社での業務経験及び監査役の経験に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 中川秀夫	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 高橋雅之	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴　名称　　監査法人シドー

⑵　報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑷　責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人シドーは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、高い企業倫理に基づいた職務の執行をするため、採るべき行動の規範を示した「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスの状況を適宜チェックするとともに、代表取締役社長を中心として繰り返し伝え、その遵守の重要性を周知徹底する。並びに、法令・定款等に違反する行為等に関する通報に対して適切な処理を行うための体制として、「内部通報規程」に基づき、内部通報制度を設ける。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除し、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「社内文書管理規程」に従って行い、取締役は必要に応じて閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は、「リスク管理規程」等の規程類を整備し、社内研修等を通じて必要な対策を講じ、迅速な対応が可能な体制の整備に努める。特に法令遵守、情報セキュリティ、地震・風水災害対応などについてはそれぞれ規程・マニュアル等を制定し、周知徹底を図る。また、代表取締役社長が直轄する内部監査室は「内部監査規程」に基づき定期的に業務監査を行い、改善すべき問題点があれば直ちに勧告し、その改善状況をチェックする。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを目的として、定例取締役会を月１回、必要に応じて臨時取締役会を随時開催することとし、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役は職務の執行状況を「取締役会規程」に則り取締役会に報告又は説明するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。また、取締役会の意思決定に基づく業務の執行については「業務分掌規程」「職務権限規程」等の規程に従い、業務の効率性を高める。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとする。当該使用人はその職務に関して、監査役の指揮命令に従うものとし、当社取締役の指揮命令を受けないものとする。また、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損失を及ぼす恐れがある事実を知った時、又は、職務執行に関して不正な行為、法令・定款に違反する重大な事実を発見した時は、速やかに監査役に報告する。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。なお、取締役及び使用人からの監査役への報告については、通報内容を秘密として保持するとともに、当該報告をしたことを理由として通報者に対する不利益な取扱いを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑦　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行によって生ずる費用を請求した場合は、速やかにその請求に応じる。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当取締役に事前に通知するものとする。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席し、必要な助言又は勧告を行う。また、定期的に代表取締役社長と意見交換を行い、必要に応じて取締役及び使用人と疎通を図るとともに、内部監査担当者、会計監査人と情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。

⑵ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① 内部統制システム全般

当社では、「内部統制基本方針」に基づき、取締役及びアルバイトを含む全従業員のコンプライアンスに関する知識や意識向上のため、研修会等の教育・普及活動を実施しております。また、コンプライアンス規程、内部通報規程、リスク管理規程、業務分掌規程等を定め、当社の取締役及び全従業員が常時閲覧できる環境を整備し、内部統制システム全般の周知徹底を図っております。

② コンプライアンス

当社は、法令遵守と倫理に基づいた企業行動を行うため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を適時開催しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスの状況を適時チェックするとともに、その遵守の重要性を繰り返し伝え周知徹底しております。コンプライアンス委員会の活動については、取締役会に報告されております。

③ 取締役の業務執行

当社は、取締役会を定期的に月1回開催するほか、迅速な意思決定が必要な事項が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。当社は社外取締役を1名選任し、取締役会を通じて社外取締役からの発言が積極的に行われる機会を設けることで監督機能の強化をしております。

④ 監査役の業務執行

当社は、監査役会を定期的に月1回開催するほか、重要な事項が発生した場合には、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、取締役会の意思決定の適法性について意見交換を行うほか、常勤監査役から取締役等の業務執行状況について報告を行い監査役会としての意見を協議・決定しております。当社の監査役は、取締役会や重要な会議に出席し、経営監督機能を担うとともに、内部監査室や会計監査人と緊密に連携することで、監査の精度を高めております。

7．会社の支配に関する基本方針

当社では財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,162,779**	**流動負債**	**218,656**
現金及び預金	422,266	買掛金	99,145
売掛金	688,414	未払金	33,465
仕掛品	16,405	未払費用	12,697
前払費用	13,804	未払法人税等	38,517
未収消費税等	21,094	未払消費税等	7,138
その他	794	前受金	19,551
固定資産	**585,558**	預り金	8,139
有形固定資産	**104,623**	**固定負債**	**63,608**
建物	61,774	退職給付引当金	63,608
工具、器具及び備品	42,848	**負債合計**	**282,264**
無形固定資産	**288,850**	**(純資産の部)**	
電話加入権	153	**株主資本**	**1,466,073**
ソフトウエア	288,697	**資本金**	**303,441**
投資その他の資産	**192,084**	**資本剰余金**	**293,441**
投資有価証券	49,440	資本準備金	293,441
繰延税金資産	25,180	**利益剰余金**	**869,572**
敷金及び保証金	117,463	その他利益剰余金	869,572
		繰越利益剰余金	869,572
		自己株式	**△380**
		純資産合計	**1,466,073**
資産合計	**1,748,338**	**負債純資産合計**	**1,748,338**

損 益 計 算 書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**1,989,161**
売上原価		**1,473,151**
売上総利益		**516,010**
販売費及び一般管理費		**391,486**
営業利益		**124,523**
営業外収益		
受取利息	86	
受取家賃	558	
貸倒引当金戻入額	482	
その他	280	1,407
営業外費用		
支払利息	27	
為替差損	21	48
経常利益		**125,882**
特別損失		
固定資産除却損	2,054	2,054
税引前当期純利益		**123,827**
法人税、住民税及び事業税	31,558	
法人税等調整額	2,881	34,440
当期純利益		**89,387**

株主資本等変動計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	293,878	283,878	283,878	795,956	795,956	△324	1,373,388	1,373,388
当期変動額								
剰余金の配当				△15,771	△15,771		△15,771	△15,771
新株の発行（新株予約権の行使）	9,563	9,563	9,563				19,126	19,126
当期純利益				89,387	89,387		89,387	89,387
自己株式の取得						△55	△55	△55
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	9,563	9,563	9,563	73,615	73,615	△55	92,685	92,685
当期末残高	303,441	293,441	293,441	869,572	869,572	△380	1,466,073	1,466,073

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　　定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　８年～18年
工具、器具及び備品　　４年～15年

②　無形固定資産　　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末の残高はありません。

②　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑷　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

3．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　20,834千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,154,500株	150,600株	－株	3,305,100株

（注）新株予約権の行使による増加であります。

⑵　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	116株	44株	－株	160株

（注）単元未満株式の買取りによる増加であります。

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年３月28日定時株主総会	普通株式	15,771千円	5.0円	2018年12月31日	2019年３月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	16,524千円	5.0円	2019年12月31日	2020年3月30日

⑷ 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　143,100株

5．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動を行うために必要な運転資金は自己資金で充当しており、一時的な余資は短期的な預金等により運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に事業所の建物に関する賃貸借契約に基づくものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権、敷金及び保証金について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
① 現金及び預金	422,266	422,266	－
② 売掛金	688,414	688,414	－
③ 敷金及び保証金	116,532	102,190	△14,341
④ 買掛金	(99,145)	(99,145)	－

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金　並びに② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

④ 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式	49,440
敷金及び保証金	931

これらについては、市場価格がない、或いは返還時期の見積りが困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払金	195千円
未払事業税	3,497千円
未払事業所税	230千円
一括償却資産	1,143千円
敷金及び保証金	955千円
退職給付引当金	19,476千円
繰延税金資産合計	25,500千円
繰延税金負債	
前払費用	△319千円
繰延税金負債合計	△319千円
繰延税金資産の純額	25,180千円

7．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たりの純資産額	443円60銭
⑵　１株当たりの当期純利益	27円38銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月17日

株式会社トレードワークス
　取締役会　御中

監査法人シドー

指定社員 業務執行社員　公認会計士　政　近　克　幸　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　藤　田　和　重　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社トレードワークスの2019年１月１日から2019年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年２月18日

株式会社トレードワークス　監査役会

常勤監査役　森山　武彦　㊞

監査役　中川　秀夫　㊞

監査役　高橋　雅之　㊞

(注) 常勤監査役森山武彦、監査役中川秀夫及び高橋雅之は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金５円　総額は16,524,700円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　2020年３月30日

第２号議案　取締役２名選任の件

経営体制の強化を図るため、取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会終結の時をもって、取締役吉﨑力氏は辞任により退任されます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 **新任**	加藤雅也 (1978年12月13日)	2006 年10月　当社入社 2019 年 4 月　当社金融ソリューション第二部長(現任)	300株
2 **新任** **社外** **独立**	引間多美 (1979年12月11日)	2002 年 4 月　株式会社ジェイティービー入社 2006 年 4 月　司法書士登録 2006 年 4 月　セブン合同事務所入所 2007 年 8 月　相馬司法事務所入所 2010 年 3 月　引間司法書士事務所開設　所長（現任） 2017 年 6 月　株式会社ミクリード社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 引間司法書士事務所所長 株式会社ミクリード社外監査役	－

（注）1．取締役候補者のうち、引間多美氏は、引間司法書士事務所の所長であり、当社との間に登記業務委託取引があります。加藤雅也氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2．引間多美氏は、社外取締役候補者であります。
3．(1)加藤雅也氏は、主に金融ソリューション部門に携わり、幅広い知識及び豊富な経験を有しております。当社取締役会における重要な意思決定及び業務執行の監督において重要な役割を果たすことを期待し、選任をお願いするものであります。
(2)引間多美氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、司法書士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただけると判断し、選任をお願いするものであります。
4．引間多美氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
5．引間多美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

2019年３月28日開催の第21期定時株主総会において補欠監査役に選任されました高部眞義氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
高部眞義（たかべまさよし） （1947年６月19日）	1970 年 4 月　三光汽船株式会社 入社 1984 年 9 月　株式会社シーイーシー 人事部次長 1996 年 4 月　同社取締役 2002 年 6 月　株式会社ニーズエージェンシー 理事・業務部長 2005 年 6 月　株式会社ワイエムシイ 常勤監査役 2006 年10月　ホシザキ電機株式会社（現ホシザキ株式会社） 総務部主事 2012 年 6 月　同社 定年退職 2018 年 3 月　当社補欠監査役（現任）	－

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．高部眞義氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．高部眞義氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、システム会社における取締役及び常勤監査役を歴任した経験があり、長年にわたる財務・経理の経験を有することから、その職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

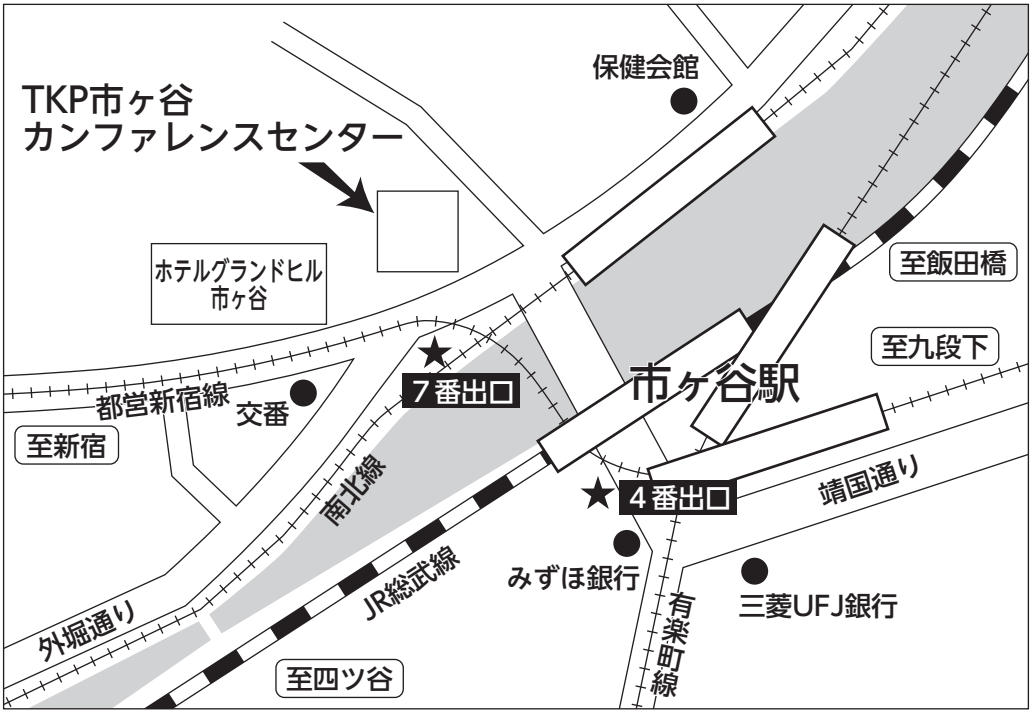
４．高部眞義氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都新宿区市谷八幡町８番地ＴＫＰ市ヶ谷ビル
ＴＫＰ市ヶ谷カンファレンスセンター
９階　「バンケットホール９Ａ」



■交 通 機 関
- ●東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」７番出口から徒歩１分
- ●都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」４番出口から徒歩２分
- ●JR線「市ヶ谷駅」から徒歩２分

※　ご来場には公共交通機関をご利用ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。